

鎌情・個審議第 11 号  
令和 3 年（2021 年）11 月 19 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 松 田 道 佐

### 避難行動要支援者名簿の取扱いについて（建議）

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成が義務付けられるとともに、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供することが定められた。名簿には氏名や住所だけでなく、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれており、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市町村において必要な措置を講じることが求められているところである。

令和 2 年 10 月 27 日に市民から出された要望書では、実施機関から自治町内会が名簿情報の提供を受けるに際して、名簿情報に係る秘密保持義務について、十分に説明が尽くされていないことへの危惧を訴えており、当審議会も指摘されている事柄は個人情報の適正な取扱いの観点から留意すべき問題と考える。

このため、実施機関におかれては、名簿情報を提供するときは、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者に秘密保持義務が課されていることについて十分な説明をおこなうとともに、名簿情報が記載された文書は施錠可能な場所へ保管し、複製をしないこと、また取り扱う者を限定すること等、個人情報を保護するための必要な措置を講じるよう改めて避難支援等関係者へ周知するなど、避難行動要支援者の権利利益を保護するために必要な措置を講じたうえで、事業を推進することを要望し、ここに建議する。

以上